

令和 6 年度工事監査実施要領

1 根拠法令

地方自治法第 199 条第 1 項、第 5 項

2 監査対象及び実施基準

下記の(1)の条件を満たし、かつ(2)～(5)のうちいずれかに該当するものの中から選定し、実施する。

- (1) 都市開発部、環境部及び土木部が令和 6 年度に施工する工事(継続工事を含む)のうち、令和 6 年 12 月 1 日現在で契約が締結されているもので、契約金額が 500 万円以上の工事
- (2) 令和 7 年 2 月 1 日現在、施工中の工事
- (3) 令和 7 年 2 月 1 日現在、竣工しているが契約金額が 2,000 万円以上の工事
- (4) 契約変更のある工事
- (5) 各課別工事のうち契約金額が最大の工事

3 日程及び監査会場

別紙参照

4 監査の着眼点

- (1) 計 画
 - ① 工事計画は妥当か。
 - ② 関連工事相互間の調整は適切に行われているか。
- (2) 設 計
 - ① 事業目的に適合した設計になっているか。
 - ② 事前調査、調整が十分行われているか。
 - ③ 現場の状況に適合した経済的設計になっているか。
 - ④ 将来の維持管理等を勘案した設計になっているか。
 - ⑤ 仕様書、図面及び明細書は的確に作成されているか。
- (3) 積 算
 - ① 歩掛、単価が適正に算出されているか。
 - ② 数量、金額は適正か。

(4) 施 工

- ① 設計図書に基づいた施工がされているか。
- ② 工事施工計画は適正か。
- ③ 各種検査、試験成績表は適正か。
- ④ 工程管理は的確に行われているか。
- ⑤ 保安及び災害対策が適切に行われているか。

(5) 変 更

- ① 変更理由、工期は適正か。
- ② 変更協議書等が適時、適切に行われているか。

(6) 契 約

契約事務の手続きが適正に行われているか。

5 監査の方法

- (1) 監査委員は関係部課長等から提出された調書等を基に説明を受け、質疑応答を行い、その後、現場にて監査を実施する。
- (2) 監査委員事務局は監査委員の命を受け、監査計画及び実施要領に基づき、各工事主管課から提出された契約書、設計図書、施工計画書等の提出を求め調査及び聴取を行い、工事現場を実査し、それらの結果を監査委員に報告する。

6 監査通知及び資料の請求

江戸川区監査委員条例第4条の規定に基づき通知し、併せて資料の提出を求める。

7 その他

上記以外に必要な事項は監査委員が定める。